

豊田地域コミュニティ協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、豊田地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、豊田文化センター に置く。

(目的)

第3条 協議会は、豊田地域に暮らす人々が、自主的かつ主体的な活動を通して地域の連帯を深めるとともに地域が抱える課題の解決に努め、豊田地域の活性化を図り豊かで住みやすい地域にすることを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 広報啓発に関すること。
- (2) 防犯防災に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 健康福祉に関すること。
- (5) 生涯学習，多文化共生に関すること。
- (6) その他目標達成のために必要なこと。

第2章 組織

第5条 協議会は、総会，役員会，事務局，部会を設置する。

(会員)

第6条 協議会の会員は、豊田地域に在住または在勤し、目的に賛同する者とする。

2 入会する者は、入会届（様式第1号）を会長に提出し、役員会で承認を得るものとする。

3 会員は、役員及び事務局を除き第14条（部会の構成）に掲げる部会のいずれかに所属するものとする。

(退会)

第7条 退会しようとする者は、別に定める退会届（様式第2号）を会長に届け出なければならぬ。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)会計 2名
- (4)監事 2名

2 役員は、役員会で選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3)会計は、協議会の運営及び各部会の活動に伴う、出納に関する一切の業務を遂行する。
- (4)監事は、協議会の会計監査の事務を担当し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合は補充するものとし、その仕事は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、役員会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 事務局は、協議会の事務作業や問い合わせ対応及び各部会の運営サポートを行う。

第3章 会議

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集して議長となる。

2 通常総会は、毎年度に1回の開催とし、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会の議事は、出席者の過半数によって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1)事業計画及び予算に関すること。
- (2)事業報告及び決算に関すること。
- (3)役員を選出に関すること。
- (4)協議会規約の改正に関すること。
- (5)その他、必要と認められる事項。

(役員会)

- 第13条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長が招集して議長となる。
- 2 役員会は、役員、事務局及び部会長、副部会長をもって構成し、その議事は出席者の過半数によって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 役員会は、次の事項を審議し決定する。
- (1)総会に付議する事項に関すること。
 - (2)協議会の運営に関すること。
 - (3)その他、必要と認められる事項。

第4章 部会

(部会の構成)

- 第14条 協議会の事業を推進するために、次に掲げる部会を置く。
- (1)総務広報部会
 - (2)防犯防災・環境衛生部会
 - (3)保健福祉・生涯学習部会
- 2 各部会は、協議会の構成員で構成する。
- 3 各部会の会議は、必要に応じて開催し、部会長が招集し議長となる。

(部会の役職)

- 第15条 各部会に次の役職を置く。
- (1)部会長 1名
 - (2)副部会長 1名

(部会の役職の任務)

- 第16条 任務は、次のとおりとする。
- (1)部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 - (2)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部会の役職の任期)

- 第17条 任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合は、これを補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会計

(会計)

- 第18条 協議会の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第20条 協議会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第21条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、会員に報告する。

第6章 雑則

(雑則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関しては、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年6月8日から施行する。